

# 選択約款をご契約中のお客さまへ

日頃は熱海ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

2017年4月1日から、ガス事業法の改正により、ガスの小売供給が自由化されます。3月31日時点で選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴い、ご契約内容を一部変更させていただきますが、基本的にはこれまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

**4月以降も引き続き、熱海ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。**

## 対象契約種別

業務用機器契約、ガス温水床暖房契約、空調夏期契約、小型空調契約

家庭用コーデュエネレーションシステム契約

## 変更のポイント

下記の通り約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)

このほか、今般のガス事業法令の改正に伴い、または用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

- ① 供給条件等を記載した約款について、従来の「一般ガス供給約款」「選択約款」から、共通条項から構成される「基本約款」および適用条件と料金等を定めた「個別約款」に変更いたします。
- ② ご契約中であっても、各種約款を変更することがあります。変更の際は、その変更内容や新たな契約期間を原則として変更実施日の10日前までに営業所に掲示するなどして周知いたします。
- ③ 各種約款の変更(契約期間の延伸を含みます)の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項を説明し書面に記載します。

ただし、各種約款の変更が、法律の制定または改廃に伴う変更、または実質的な変更を伴わないものについては、特に定めがない限り、説明および書面に記載しないことがあることをあらかじめ了承していただきます。

- ④ ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は解除日の遅くとも15日前と5日前に文章等で2回予告いたします。

※変更後の約款は営業所に掲示ならびに当社ホームページへ掲載予定です。

(書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。)

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

# 都市ガス小売の全面自由化について

## ● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- 2017年4月1日から改正ガス事業法の施行によるガス小売全面自由化の実施に伴い、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。熱海ガスは経過措置の対象として指定（※1）されているため、当社の「一般料金」につきましては、ガス小売全面自由化以降も、引き続き規制料金となります。

（※1）当社の供給区域は、改正ガス事業法附則第22条第6項に基づき、経済産業大臣から、小売料金規制の経過措置の対象区域に指定されています。なお、経過措置の対象として指定されている期間は導管事業者の供給区域と同一の区域において、従来同様、経過措置料金による供給義務を負うため、最終保障供給約款は設定いたしません。

- なお、選択約款は、2017年4月以降、非規制料金となります。また、料金表については現在の選択約款から変更はございません。
- 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客様の都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（17桁）が設定されます。「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。
- 当社は、都市ガス小売の全面自由化を大きなチャンスと捉え、お客様にお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。
- 今後とも、熱海ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。
- ・

**4月以降も引き続き、熱海ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。**

- 料金表については検針票等でご確認ください。なお、料金につきましては現在の選択約款（平成28年5月1日実施）から変更はございません。
- 実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）の翌日から25日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- 支払期限は支払義務発生日の翌日から起算して50日までとなります。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、当社ホームページ（<http://www.atamigas.co.jp/>）へ掲載しておりますので、ご覧ください。（書面をご希望の場合はご連絡ください）。

Gas One

**熱海ガス株式会社**

本社：静岡県熱海市春日町 16-53

【窓口】料金課 TEL：0557-83-2141(代)

受付時間 月～金（土日祝除く）8:40～17:00